

出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---------------------------------------	-----	-------	----	------	-----

住所 戸籍	お子さんのマイナンバー（個人番号通知書）	※後日、通知が郵送で送られます（約1か月かかります）		1階 ⑦市民課	
	お子さんの住民票コード	※後日、通知が郵送で送られます		1階 ①市民課	

保 険	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)		1階 ⑧国保医療課	
	→出産した方が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の2点> <ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し 	1階 ⑧国保医療課	
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方				
	② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方				
	③ 国民健康保険税軽減申請	産前産後期間に係る国民健康保険税軽減申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出生日がわかるもの ・単胎・多胎妊娠がわかるもの(母子手帳等) 		
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください	
→出産した(する)方が国民年金の方	国民年金保険料の免除申請	母子健康手帳など		1階 ⑤市民課	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

こども	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳		1階 ④市民課	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者の口座確認書類 ・請求者の健康保険証 ※2人目以降の場合は、持ち物不要で申請できます		1階 ⑪えにっこ 応援センター	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(子) ※転入1年以内の方は、前住所地の「所得・課税証明書」またはマイナンバーの利用に関する同意書が必要な場合があります		1階 ⑩国保医療課	
	赤ちゃん家庭訪問のご案内	母子保健相談員や保健師が、赤ちゃんのいるご家庭に訪問し、お子様の成長と一緒に確認しながら、育児の相談などもお受けします。 訪問の際には、事前にご連絡します。	母子健康手帳		1階 ⑫えにっこ 応援センター	
	保育園・認定こども園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		2階 ⑳幼児保育課	
	ひとり親家庭等医療費助成を申請する方	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(親・子) ・戸籍謄本(全部事項証明) 		1階 ⑩国保医療課	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・同居者異動届 ・収入申告書 ・住民票 		第二庁舎 3階 市営住宅課	
-----	--------------	------------	---	--	------------------	--

恵庭市役所

〒061-1498
北海道恵庭市京町1番地

☎0123-33-3131 (代表)

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

島松支所、恵み野出張所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

恵庭市ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>

手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれた日から **14日以内**に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

- ・ パスポート ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

